

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和2年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	4834.34	5452.04	5304.02	4961.96	4646.54	4698.26	4975.66	6693.72	5325.48	4450.70	4142.28	4923.16
残滓搬出量	854	737	607	658	819	570	613	820	684	636	522	663

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
測定結果の得られた日	24	10	13	22	31	20	18	30	17	21	25	27	
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	890	891	896	893	898	901	886	885	903	893	910	889
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	214	214	205	213	217	217	211	214	215	213	217	206
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	4	3	4	4	5	5	5	3	5	4	6	3
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	19	30	30	14	28	12	29	30	27	22	0	21
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	904	905	906	897	884	882	875	886	882	休炉中	907
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	213	211	216	215	208	209	213	210	215	休炉中	205
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	4	4	4	3	2	3	2	2	3	休炉中	5
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場でご覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月24日	5月1日	8月6日	10月19日	12月17日	1月15日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月4日	6月20日	9月14日	11月19日	1月26日	3月1日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	-	9月17日	-	-	3月8日	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	8未満	8未満	9未満	9未満	8未満	9未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	73	76	82	53	36	77	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.010	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	-	-	0.24	-	-	0.073	ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月24日	5月1日	8月6日	10月19日	12月17日	1月15日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月4日	6月20日	9月14日	11月19日	1月26日	3月1日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	6月22日	-	-	1月29日	-	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	7未満	6未満	7未満	7未満	6未満	7未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	100	58	82	69	56	62	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.007	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	-	0.16	-	-	0.031	-	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。